

お客さま各位

2026 年 10 月

足立成和信用金庫

当座勘定等 各種規定改定のお知らせ

平素より足立成和信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、「手形小切手の全面的な電子化に向けた対応について(2026年9月)」でお知らせしたとおり、「手形小切手の振出」および「他金融機関を支払地とする預金入金扱いの終了」を2026年12月31日に終了いたしますので、「当座勘定規定」および「各種規定」を改定いたします。

なお、本改定は改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定対象規定
 - 当座勘定規定(一般用)
 - 普通預金規定
 - 貯蓄預金規定
 - 納税準備預金規定
 - 通知預金規定
 - 定期預金等共通規定
 - 代金取立規定

2. 改定日
2027 年 1 月 1 日(木)

※ 改定内容については、本お知らせ2ページ目以降の新旧対照表をご参照ください。

以上

 足立成和信用金庫 「当座勘定規定〔一般用〕」新旧対照表

新	旧
第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭提示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第7条(手形、小切手の支払等) ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が提示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭提示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第7条(手形、小切手の支払等) ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が提示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

新	旧
第8条(手形、小切手用紙) ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年12月31日までに振り出してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年12月31日までに振り出された手形であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 ⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条(手形、小切手用紙) ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 ⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
第19条(線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第19条(線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した

新	旧
② 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和8年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	場合には、振出人に求償できるものとします。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

 足立成和信用金庫 「普通預金規定」 新旧対照表

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

 足立成和信用金庫 「貯蓄預金規定」 新旧対照表

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

 足立成和信用金庫 「納税準備預金規定」 新旧対照表

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

 足立成和信用金庫 「通知預金規定」 新旧対照表

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします

 足立成和信用金庫 「定期預金等共通規定」 新旧対照表

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

 足立成和信用金庫 「代金取立規定」 新旧対照表

新	旧
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8年12月31日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。